

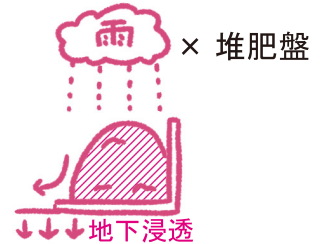
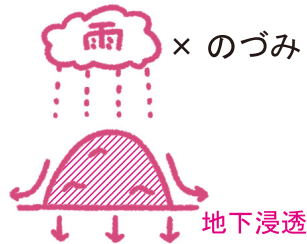
畜産農家の皆様へ 家畜排せつ物の管理に注意しましょう！

堆肥舎の場合

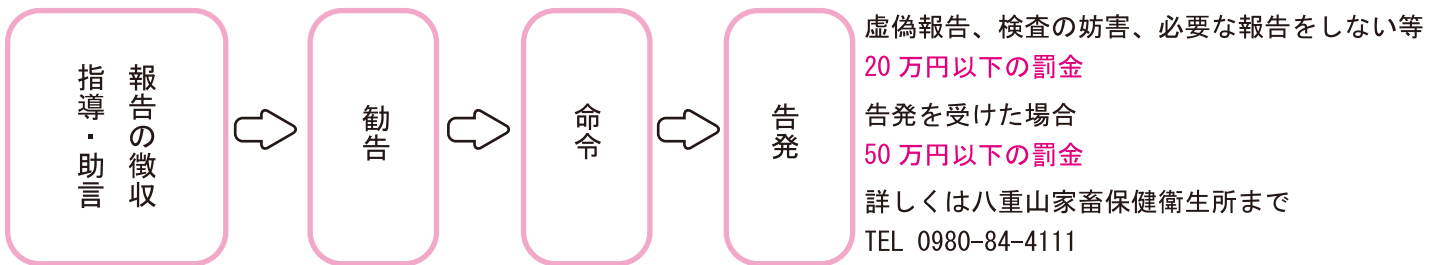
- ①床はコンクリートなどの不浸透性材料で、汚水の飛散・流出を防ぐこと
- ②適当な覆いおよび側壁を設置し、汚水の飛散・流出を防ぐこと



※以下のような管理は法律に罰せられます



違反した場合の措置



障害状態確認届（診断書）等の手続きが変わります

① 令和元年7月より、これまで毎年7月に提出していただいた20歳前障害基礎年金受給者への所得状況届（ハガキ）を原則として提出いただく必要がなくなりました。

また、これまで6月末頃に送付していた障害状態確認届（診断書）の用紙は、今後誕生月の3か月前の月末に日本年金機構から送付されますので、今後は誕生月の末までに提出していただくようお願いします。

③ 障害給付額改定請求書に添付する診断書の作成期間が拡大されます。

これまで障害給付額改定請求書には、提出日より1か月以内の障害の状態を記入した診断書を添えることとされてきました。

変更後は、提出日より3か月以内の障害の状態を記入した診断書を添えてください。

※提出期限が令和元年8月以降となる方が対象です。

② 障害状態確認届（診断書）の作成期間が提出期限1か月以内から3か月以内に拡大されます。

これまで誕生月の前月末頃に送付していた障害状態確認届（診断書）の用紙は、今後誕生月の3か月前の月末に日本年金機構より送付します。

お問合せ

石垣市役所市民課年金係

☎0980-87-9005

石垣年金事務所

☎0980-82-9211